

Q & A

医療事故が医師免許に与える影響は？

Q1. 私は都内でクリニックを開業する医師です。先日、医療事故を理由とする業務上過失致傷罪の罪名で罰金50万円を納付しました。今後、クリニックの経営を続けるにあたって何か支障はありますか（刑事処分の影響）。

Q2. 結腸切除後の縫合不全により患者が死亡してしまい、民事の損害賠償請求事件で賠償金の支払いを命じる判決を受けました。患者遺族からは刑事告訴等はされていないのですが、医師免許に影響はないでしょうか（民事判決の影響）。

A1. 医師法では、医師に罰金以上の刑に処せられた場合、厚生労働大臣は戒告、3年以内の医業停止、免許取消のいずれかの処分をすることができると規定されていますので（医師法7条2項）、医師免許への影響が考えられます。近年では、業務上過失致死傷罪で罰金刑の場合には戒告または1年以内の医業停止、禁錮刑の場合には2年以内の医業停止となるケースが大部分を占め、免許取消となるケースは極めてまれです。

禁錮刑（執行猶予付き判決を含みます）や罰金刑が確定した事件については、すべての事件に関する情報が法務省から厚生労働省に提供され、行政処分の対象となります。そして、情報提供を受けた厚生労働省から、各都道府県の担当部署を通じて、質問者に対して、行政処分対象事案の報告書の提出を求められます。

この報告書を踏まえて、免許取消が検討される場合には意見の聴取（医師法7条5項）、医業停止処分が検討される場合には弁明の聴取（同条11項）といった意見陳述の機会が与えられ、厚生労働省に設置された医道審議会において検討された後、最終的な処分が決定されます。

質問者のように医療事故を理由とする業務上過失致傷罪の場合、明らかな過失による医療過誤や繰り返し行われた過失など、医師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については重めの処分が想定されています¹⁾。例えば、罰金刑に処せられた後、医業停止1年という重めの処分がされた事例としては、右腎臓がん患者に対する根治的右腎摘出手術を予定していたものの誤って正常な左腎臓を摘出したケース等があります。

質問者の場合にはすでに罰金を納付しているとのことですが、本来は罰金刑が確定する前に患者と示談等をする事で罰金刑を回避することが重要です。とはいえ、行政処分手続においても患者との示談の有無等は考慮されますので、質問者のようにすでに罰金を納付した後であっても、患者との示談等を行い、意見陳述の機会においてその経過を説明することは重要です。

また、行政処分を下された場合、新聞等でその内容が報じられますので、クリニックを運営するにあたっては風評被害等のリスクにさらされる可能性があります。そして、行政処分内容に応じた再教育研修を受講する必要もあります（医師法7条の2）。加えて、質問者の場合、開業しているとのことですので、クリニックを継続するためには再教育研修を修了するまで開設者を第三者に変更する必要があります（医療法10条参照）。

A2. 平成14年12月13日の医道審議会医道分科会で取りまとめられた「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方」¹⁾では「国民の医療に対する信頼確保に資するため、刑事事件とならなかった医療過誤についても、医療を提供する体制や行為時点における医療の水準などに照らして、明白な注意義務違反が認められる場合などについては、処分の対象として取り扱う」とされています。実際の事例として、全身麻酔下で豊胸手術を行った結果、術後患者の意識が回復せず低酸素脳症となった事故では、禁錮刑や罰金刑は下されていないものの、診療録および麻酔記録のねつ造、安全管理の怠慢を理由に医業停止2年となっています。

しかし、同事例に関する行政処分が発表された平成18年3月1日以降、直近の医道審議会分科会が開かれた平成31年1月30日までに、民事の有責判決のみを理由に行政処分に至ったケースが見当たらないことからすれば、よほど悪質な事案でない限りは、禁錮刑や罰金刑を下されることが行政処分の前提となっていると考えられます。

そうだとすれば、禁錮刑や罰金刑となる見込みがないからといって必ず医師免許に影響がないとまでは言い切れませんが、近年の厚生労働省の発表を見る限りは行政処分に至るケースは稀でしょう。したがって、本件のように患者が死亡しているとか、賠償金の支払いを命じる判決が下されているといった事情があるからといって行政処分が下されるわけではなく、医師免許に影響が出る可能性も低いでしょう。

【参考文献】

- 1) 医道審議会医道分科会「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」（平成31年1月30日改正）

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [第5回 医療における「行政処分」***](#)
- ・ [行政処分を受けた医師・歯科医師の「再出発」に向けて - 「保護観察」の導入等を含む, 厚労研究班からの提言***](#)
- ・ [第96回 医療者に対する秘密漏えい罪と行政処分を学ぶ**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。